

総社市告示第15号

総社市地域猫活動助成金交付要綱（令和6年総社市告示第35号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（助成対象団体） 第3条 助成金の交付の対象となる団体（以下「<u>助成対象団体</u>」という。）は、岡山県地域猫活動支援事業実施要領（「岡山県地域猫活動支援事業実施要領」及び「岡山県猫の適正飼養ガイドライン」について（平成31年4月1日付け動愛第1号岡山県動物愛護センター所長通知）別添。以下「<u>県要領</u>」という。）に基づく地域猫活動実施計画（以下「<u>地域猫活動実施計画</u>」という。）の承認を受けた、市内で地域猫活動を行う団体とする。 （助成金の額） 第4条 助成金の額は、<u>助成対象団体が管理している地域猫</u>（以下「<u>管理対象猫</u>」という。）1頭につき年額5,000円とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>5月1日から翌年2月末日までの間に次条に規定する助成金交付申請書を提出した場合</u>における当該助成対象団体に交付する助成金の額は、管理対象猫1頭につき416円に、<u>当該助成金交付申請書を提出した月から当該助成金交付申請書を提出した月の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額</u>とする。 （交付申請） 第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「<u>申請団体</u>」という。）は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>助成金の交付を受けようとする年度の2月末日までに市長に提出しなければならない</u>。	（助成対象団体） 第3条 助成金の交付の対象となる団体は、岡山県地域猫活動支援事業実施要領（「岡山県地域猫活動支援事業実施要領」及び「岡山県猫の適正飼養ガイドライン」について（平成31年4月1日付け動愛第1号岡山県動物愛護センター所長通知）別添。以下「<u>県要領</u>」という。）に基づく地域猫活動実施計画（以下「<u>地域猫活動実施計画</u>」という。）の承認を受けた、市内で地域猫活動を行う団体とする。 （助成金の額） 第4条 助成金の額は、<u>地域猫活動実施計画により承認を受けた、4月1日（以下「<u>基準日</u>」という。）において管理している猫</u>（以下「<u>管理対象猫</u>」という。）1頭につき年額5,000円とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>基準日の翌日から翌年2月末日までの間において、前条に規定する助成対象団体となった場合</u>における当該助成対象団体に交付する助成金の額は、管理対象猫1頭につき416円に、<u>次条の助成金交付申請書を提出した月の翌月から当該提出した月の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額</u>とする。 （交付申請） 第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「<u>申請団体</u>」という。）は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>毎年度2月末日までに市長に提出しなければならない</u>。

改 正 後	改 正 前
(1)～(4) 略 (追加申請等) 第8条 略 2 前項に規定する管理対象猫が増加した申請団体に対して交付する助成金の額は、増加した管理対象猫1頭につき416円に、<u>前項に規定する助成金追加交付申請書を提出した月から当該助成金追加交付申請書を提出した月の属する年度の3月までの月数</u>を乗じて得た額とする。 3 略 (実績報告) 第9条 交付の決定を受けた申請団体は、<u>交付の決定を受けた年度の3月31日までに助成金実績報告書に</u>、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略	(1)～(4) 略 (追加申請等) 第8条 略 2 前項に規定する管理対象猫が増加した申請団体に対して交付する助成金の額は、増加した管理対象猫1頭につき416円に、<u>前項の助成金追加交付申請書を提出した月の翌月</u>から当該提出した月の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額とする。 3 略 (実績報告) 第9条 交付の決定を受けた申請団体は、<u>毎年度3月31日までに助成金実績報告書に</u>、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。